

迂回方法(京葉道路通行止め)

対象日:平成27年7月27日(月)

① 通行止め区間を広域に迂回される方

通行止め区間を広域に迂回するお客さまは、通行止めとなる区間と並行している、『首都高速湾岸線・東関東自動車道』のご利用をご検討ください。



② 通行止め区間を迂回される方

『通行止区間①』市川IC～原木IC間を迂回するお客さまは、市川IC～県道6号～県道283号から県道180号～原木ICを迂回してください。

『通行止②』篠崎IC入口閉鎖を迂回するお客さまは、手前の東小松川交差点付近から、国道14号や国道357号へ迂回してください。

市川IC～原木IC間(約2.5km)の所要時間は通常約3分ですが、迂回ルートを使用した場合、所要時間は約10分となりますので、時間にゆとりをもってお出かけください。

